

令和4年9月15日

民生常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

令和4年9月15日（木曜日）午前10時開会

出席委員（6名）

小野 幸男 委員長
辻 畑 めぐみ 副委員長
今野 恭一 委員
志子田 吉晃 委員
伊藤 博章 委員
曾我 ミヨ 委員

出席議長団（2名）

阿部 かほる 議長
山本 進 副議長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

| | | | |
|-------------------|--------|-------------------|--------|
| 市長 | 佐藤 光樹 | 副市長 | 佐藤 靖 |
| 市民生活部長 | 長峯 清文 | 福祉子ども未来部長 | 草野 弘一 |
| 市立病院事務部長 | 本多 裕之 | 市民生活部次長兼市民課長 | 伊東 英二 |
| 福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 | 並木 新司 | 市民生活部税務課長 | 鈴木 忠一 |
| 市民生活部環境課長 | 引地 洋介 | 市民生活部保険年金課長 | 布施 由貴子 |
| 福祉子ども未来部子ども未来課長 | 鈴木 和賀子 | 福祉子ども未来部保育課長 | 佐藤 聡志 |
| 福祉子ども未来部健康づくり課長 | 櫻下 真子 | 福祉子ども未来部生活福祉課課長補佐 | 櫻井 利和 |

事務局出席職員氏名

| | | | |
|---------|-------|---------|-------|
| 事務局長 | 相澤 和広 | 議事調査係長 | 石垣 聡 |
| 議事調査係主査 | 工藤 聡美 | 議事調査係主査 | 梅森 佑介 |

会議に付した事件

議案第 57 号 令和 4 年度塩竈市一般会計補正予算

議案第 58 号 令和 4 年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

午前10時00分 開会

○小野委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございませんので、ご案内申し上げます。

本日の審査の議題は、議案第57号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第58号「令和4年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」の2件であります。

これより議事に入ります。

議案第57号及び第58号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。民生常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会でご審査をお願いいたします案件は、令和4年度塩竈市一般会計補正予算など、計2件でございます。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明させていただきますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

私からは、以上でございます。

○小野委員長 並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 私からは、議案第57号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、生活福祉課が所管するものについて、ご説明をいたします。

恐れ入りますが、議案資料の17、18、19、こちらの3冊をご用意ください。

初めに、国庫補助金等の返還金について、ご説明いたします。

資料No.17の3ページをご覧ください。

第2款総務費第1項総務管理費の補正額2,013万8,000円のうち、1,986万3,000円が、国庫補助金等の返還金となっております。

すみません。資料No.18の5ページ、6ページをお開き願います。

歳出の第2款総務費第1項総務管理費第12目諸費のうち、第22節の償還金利子及び割引料、こちらに、金額としては1,986万3,000円、国庫補助金等精算還付金として、計上をいたしておるものでございます。この内訳といたしましては、令和3年度の非課税世帯等に対する臨時特別給付金の事務費補助金の精算に伴います超過交付分の返還ということになってございます。この交付金の超過交付分が1,985万7,000円、さらに、令和3年度被災者支援総合交付

金の精算に伴う超過交付金が6,000円、こちらを合わせまして返還する費用として計上をしておるものでございます。

次に、塩竈市被災者住宅再建支援事業に係る補正予算について、ご説明をいたします。

初めに、事業概要について、ご説明いたしますので、資料No.19の39ページをお開き願います。

本事業につきましては、1の概要にありますとおり、令和4年3月16日に発生いたしました福島県沖地震により、居住する住宅に著しい被害を受けたにもかかわらず、被災者生活再建支援法が、適用されない場合に、同法に準じた支援金を支給する宮城県の補助事業となっております。

2の事業内容につきましては、(1)の対象世帯が、①から⑤に記載のとおりで、この地震における本市の被害状況といたしましては、最大の被害が、半壊ということになってございますので、こちらを適用する場合は、②住宅が半壊した場合に、その住宅をやむを得ず解体したというような場合に対象となるものでございます。

(2)の給付額につきましては、基礎支援金として最大100万円、加算支援金といたしましては、解体後に住宅を再建した場合などが対象になるんですが、最大200万円の支援を受けることができます。

3の事業費及び財源内訳ですが、罹災判定の状況を勘案しまして、事業費を1,350万円、財源としては、宮城県被災者住宅再建支援事業補助金を同額で計上しております。

4の今後の予定といたしましては、本補正予算をお認めいただきましたならば、ホームページなどでの周知及びこの対象世帯につきまして、ご案内を行いながら、相談、申請について、対応してまいりたいと考えてございます。

次に、予算について、ご説明いたします。

恐れ入ります。資料No.17の2ページ、3ページをご覧くださいと思います。

2ページの歳入の第16款県支出金の第2項県補助金に、補正額といたしまして1,453万4,000円、このうちの1,350万円を当該事業に係る県補助金として計上してございます。

歳出といたしましては、3ページの第3款民生費第1項社会福祉費に、補正額1,350万円を計上してございます。

資料No.18をご覧ください。

7ページ、8ページになります。

第3款民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費の第19節扶助費といたしまして、被災

者住宅再建支援金として1,350万円を計上しております。

同じ資料の3、4ページ、すみません、お戻りいただいて3、4ページをご覧いただきたいと思えます。

第16款県支出金第2項県補助金第2目民生費県補助金の第1節社会福祉費補助金に1,350万円、宮城県の被災者住宅再建支援事業補助金として計上をしてございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

私からの説明は、以上となります。

○小野委員長 鈴木税務課長。

○鈴木市民生活部税務課長 それでは、議案第57号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、税務課所管分に係ります事業費のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.19、第3回市議会定例会議案資料の37ページをお開きいただきたいと存じます。

軽自動車税関係手続のシステム改修についてでございます。

1の概要でございます。

地方税共同機構が行います軽自動車の新規登録の手続と継続検査、いわゆる車検におけます納付情報の照会、回答の電子化に対応いたしますため、本市基幹税務システムの改修を行おうとするものでございます。

2の事業内容でございます。

(1)、(2)のいずれも全国1,741市区町村一律でシステム改修を行うものでございます。

(1)の軽自動車保有関係手続のワンストップサービス、略称軽OSSへの対応でございます。これまで、軽自動車の新規登録の手続の際には、検査申請や納税手続等の行政手続が、紙媒体で行われてございました。関係機関へ足を運ばなくても、軽OSSをご利用いただくことで、オンラインの手続が、可能となるものでございます。このため、本市におきましても軽自動車税関係手続に関します基幹税務システムの改修が、必要となるものでございます。事業費につきまして、203万5,000円を見込んでおるところでございます。

(2)の軽自動車税納付確認システム、略称軽JNK Sへの対応でございます。軽JNK Sにおきまして、軽自動車税の納付状況を共有することによりまして、軽自動車検査協会で電子的に納付確認が可能となります。このため、納税義務者等が、車検時におきまして納税証明書等の提出が、不要となるものでございます。このため、本市の基幹税務システムの改修

によりまして、本市におけます軽自動車税の納付情報データを自動で軽JNK Sにアップロード、すなわちデータを転送することが、可能となっております。事業費につきましては、266万2,000円を見込んでおるところでございます。

3の事業費及び財源内訳でございます。

先ほどご説明いたしました軽OSS及び軽JNK Sを合わせました事業費469万7,000円を計上いたしまして、財源は、一般財源を充当するものでございます。

4の今後の予定でございます。

本定例会におきまして補正予算をお認めいただきますれば、10月に契約手続、契約手続後に速やかにシステム改修作業に着手をさせていただきたいと存じます。また、令和5年1月にシステム稼働を開始いたしまして、市ホームページ等の広告媒体を用いまして、関係者向けに周知を図ってまいります。

続きまして、ただいまご説明を申し上げました事業の予算でございます。

大変恐れ入りますが、資料No.18、令和4年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書の5ページ及び6ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出でございます。

第2款総務費第2項徴税费第2目賦課徴収費でございますが、6ページ側の一番右側、事業内訳欄をご覧ください。

賦課徴収事業につきましては、左隣の説明欄の電算業務委託料といたしまして、第12節委託料467万9,000円を計上しております。

なお、財源につきましては、補正額の財源内訳にございますように、全額を一般財源で対応させていただくものでございます。

議案第57号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、税務課所管分に係ります事業のご説明は、以上でございます。ご審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○小野委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 続きまして、議案第57号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、保育課所管分について、ご説明いたします。

恐れ入ります。資料No.19、第3回市議会定例会議案資料42ページをお開きください。

保育士・幼稚園教諭等の処遇改善についてでございます。

1の概要ですが、令和4年2月から実施している保育士、幼稚園教諭等を対象とした3%程

度、月額9,000円の処遇改善について、9月までは、国の補助金により措置しておりましたが、国の方針に基づき、10月以降は、施設型給付費等、これは、幼稚園と保育園等の教育保育施設への通常の運営費給付に相当するものでございますが、これに加算して、引き続き措置するものでございます。

2の事業内容ですが、(1)対象事業者は、私立保育所4事業所5施設、こちらについては、1事業者で2施設運営している事業者がございまして、このような形になっております。幼稚園3事業者3施設、こちらについてでございますが、市内に5施設ある幼稚園のうち、下記米印記載のとおり、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度に移行していない未移行の幼稚園2施設を除いた分でございます。

なお、この未移行幼稚園2園については、国県事業で措置されるものでございます。また、認定こども園1事業者1施設、小規模保育施設2事業者2施設が、対象となります。

(2)実施期間は、令和4年10月から令和5年3月までとなります。

3の事業費及び財源内訳でございます。

事業費が1,342万9,000円、財源内訳は、国支出金は、施設型給付等負担金671万4,000円、県支出金は、同じく施設型給付費等負担金335万7,000円、一般財源は335万8,000円でございます。

4の今後の予定でございます。

本補正予算をお認めいただきましたら、10月から、保育士、幼稚園教諭等の処遇改善を施設型給付費等で措置したいと考えております。

次に、歳入歳出についてでございます。

恐れ入ります。資料No.18、令和4年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書の7、8ページをお開きください。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。

第3款民生費第2項児童福祉費第2目児童措置費、補正額1,342万9,000円。右ページの第19節扶助費に1,342万9,000円を計上し、内訳は、説明欄にありますとおり、私立保育園を対象とした私立保育園委託費750万7,000円、幼稚園、認定こども園対象の施設型給付費421万2,000円、小規模保育施設対象の地域型保育給付費171万円で、こちらを施設型給付費等支給事業として支給するものでございます。

続きまして、歳入ですが、同じ資料、お戻りいただきまして3ページ、4ページをお開き願

います。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金第1目民生費国庫負担金、補正額671万4,000円。右ページの説明の欄にありますとおり、施設型給付費等負担金として671万4,000円でございます。

続きまして、第16款県支出金第1項県負担金第1目民生費県負担金、補正額335万7,000円。右ページの説明の欄にありますとおり、施設型給付費等負担金として335万7,000円でございます。

保育課からは、以上でございます。よろしく願いいたします。

○小野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 それでは、子ども未来課から、議案第57号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、子ども未来課分に関わる部分をご説明させていただきます。

議案資料17、18、19をお手元にご用意をお願いいたします。

初めに、No.19の40ページをお開きいただきたいと思います。

放課後児童支援員等の処遇改善について、説明させていただきます。

1の概要ですが、令和4年2月から実施している放課後児童支援員等を対象とした3%程度の処遇改善について、9月までは、国の補助金により措置しておりましたが、国の方針に基づきまして、10月以降は、指定管理料として引き続き措置させていただくものでございます。

2番の事業内容についてでございます。

(1)、対象事業者は、放課後児童クラブの事業者、(2)事業期間につきましては、令和4年10月から令和5年3月まででございます。

3番、事業費及び財源内訳ですが、事業費として310万2,000円の増額補正をさせていただこうとするものでございます。財源内訳ですが、国の子ども・子育て支援交付金、県の子ども・子育て支援交付金、一般財源として、それぞれ103万4,000円となっております。

4の今後の予定でございますが、本補正予算をお認めいただきましたら、令和4年9月に、放課後児童クラブ指定管理者との年度協定書の変更を行い、10月から職員の処遇改善を行いたいと考えております。

歳入歳出の詳細につきましては、資料No.18で説明をさせていただきたいと思います。お手元に資料No.18をご用意をお願いしたいと思います。

最初に、歳出からご説明させていただきます。

資料No.18、7ページ、8ページをお開き願います。

第3款民生費第2項児童福祉費第5目子育て支援費第12節委託料として310万2,000円を計上しております。これは、藤倉児童館及び放課後児童クラブ指定管理者の委託料に、処遇改善分を加算させていただくものでございます。

続きまして、歳入予算について、ご説明いたします。

同資料3ページ、4ページをお開き願います。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第2目民生費国庫補助金第3節児童福祉費補助金として103万4,000円を、第16款県支出金第2項県補助金第2目民生費県補助金第2節児童福祉費補助金として103万4,000円を計上しております。

放課後児童支援員等の処遇改善については、以上となります。

続きまして、塩竈市海岸通1番地団地の災害復旧について、説明させていただきたいと思っております。

資料No.19の41ページをお開きいただきたいと思っております。

1の概要ですが、令和4年3月16日に発生した福島県沖地震により被害を受けました「塩竈海岸通1番地団地」共用部分の災害復旧に当たり、子育て支援施設及び塩竈中央公共駐車場の専有面積の割合に応じました修繕費用を負担するものでございます。

2番、主な被害についてです。

子育て支援施設付近のインターロッキングの沈下・破損、駐車場進入口アスファルトの段差・破損等でございます。

3の事業内容ですが、(1)工事内容としましては、インターロッキングの撤去、復旧、アスファルトの段差補修等でございます。

(2)、修繕負担割合ですが、子育て支援施設が、組合の管理規約により、全体面積9,211.07平米中587.4平米で6.4%。塩竈中央公共駐車場は、3,710.61平米で40.3%となります。

4番、事業費及び財源内訳ですが、(1)子育て支援施設負担金の事業費として19万1,000円の増額補正をしようとするものです。財源内訳ですが、地方債として10万円、一般財源として9万1,000円となっております。

5番、今後の予定でございますが、本補正予算をお認めいただきましたら、令和4年10月に管理組合の総会において、負担額についての結果決定がなされましたら、11月工事着手、12

月に工事の完了とさせていただいております。

歳入歳出の詳細につきましては、資料No.18でご説明させていただきます。お手元に資料No.18、17ページ、18ページをお開き願います。

初めに、歳出予算からご説明いたします。

第11款災害復旧費第2項厚生労働施設災害復旧費第1目民生施設災害復旧費第18節負担金補助及び交付金として19万1,000円を計上しております。

続きまして、歳入予算について、ご説明させていただきます。

同資料3ページ、4ページをお開き願います。

第22款市債第1項市債第10目災害復旧費第2節単独災害復旧債130万円のうち、10万円を計上させていただいております。

歳入予算についての説明は、以上となります。

最後に、地方債の追加について、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料No.17の4ページをお開き願います。

第3表、地方債補正の1、変更の表、単独災害復旧費でございますが、限度額2億1,340万円のうち、10万円でございますが、地震に伴います子育て支援施設の修繕のために、地方債の追加をしようとするものでございます。

子ども未来課から、議案第57号の説明は、以上となります。ご審議について、よろしく願います。

○小野委員長 櫻下健康づくり課長。

○櫻下福祉子ども未来部健康づくり課長 続きまして、議案第57号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」、健康づくり課所管の2件について、ご説明をいたします。

資料は、資料No.18と資料No.19を使用させていただきます。まず初めに、事業内容について、ご説明いたします。資料No.19をお手元にご用意願います。

資料No.19の43ページをご覧ください。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、ご説明いたします。

本事業につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金等を活用し、秋以降に開始予定のオミクロン株対応ワクチン接種の実施体制の整備を図ろうとするものです。

なお、特例臨時接種の期間は、現在、令和4年9月30日までとなっておりますが、国より、

今年度末まで期間延長の方針が、示されております。

2番、オミクロン株対応ワクチンに係る接種体制についてです。

(1) 接種対象者は、初回接種、いわゆる2回目までの接種を終了した12歳以上の方で、対象人数は、約4万5,000人を想定しております。2回目までの接種が完了していれば、3回目、4回目接種を済ませた方でも、オミクロン株対応ワクチンの接種対象者となります。

なお、オミクロン株対応ワクチン接種は、現時点では、1人1回の実施とされております。

(2) の接種方針につきましては、本市では、市内医療機関で週に約2,000回の接種が見込まれておりますことから、オミクロン株対応ワクチンにつきましても、これまでと同様に個別接種を基本といたします。また、現在、接種間隔は、5か月とされておりますが、国から接種間隔の短縮が示唆されていることから、ワクチンの供給量及び接種スピード等を考慮の上、個別接種での対応人数を超える分につきましては、医師会、薬剤師会と協議の上、集団接種の検討も行っております。

(3) 使用するワクチンは、ファイザー社製とモデルナ社製の2種類です。対象年齢は、2社で異なりまして、ファイザー社製は12歳以上、モデルナ社製は18歳以上です。個別接種で使用するワクチンは、各医療機関の希望により、調整を行っております。

(4) 接種券の送付につきましては、4回目まで接種された方は、次は、5回目の接種となりますが、接種後5か月经過を目安に送付をする予定としております。また、3回目、4回目の接種券をまだ使わずにお持ちの方は、お手持ちの券をそのまま利用できる予定となっております。国では、利用可能と昨日の通知で示されましたので、利用可能としたいと考えております。

なお、9月6日に行われました国の説明会では、3回目接種を完了して、4回目接種の接種券をお持ちでない方に対しましても、早急に接種券を送付するよう、指示されております。こちらは、準備が出来次第、発送を行っております。医療機関の調整やワクチンの配送、接種券の送付など、接種体制を整え、10月初旬以降、オミクロン株対応ワクチン接種を開始する予定としております。

3の事業費及び財源内訳につきましては、事業費1億2,817万5,000円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金を財源としております。事業内訳につきましては、ご覧のとおりとなります。

続いて、次ページで、新型コロナウイルスワクチン接種率向上事業について、ご説明をいた

します。

44ページをご覧ください。

こちらにつきましては、オミクロン株対応ワクチンの接種率向上を図ろうとするものです。

事業内容についてですが、会場移動支援は、4回目接種まで助成を実施しておりますので、5回目の接種を受ける方を対象とします。これまでと同様、65歳以上の障がいをお持ちなど、交通弱者約5,600人に片道2,000円を上限に、自宅と市内医療機関の往復分のタクシー券の助成を行うものです。

事業費及び財源内訳につきましては、事業費638万5,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に充てております。

ここまで説明いたしました新型コロナウイルスワクチン接種事業、新型コロナウイルスワクチン接種率向上事業の歳入歳出につきまして、資料No.18でご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、お手元に資料No.18をご用意ください。

こちらは、最初に、歳出からご説明いたします。

9ページ、10ページをお開きください。

第4款衛生費第1項保健衛生費第2目予防費の補正額1億3,456万円、第10節需用費から第19節扶助費までが事業内訳、新型コロナウイルスワクチン接種事業1億2,817万5,000円と、新型コロナウイルスワクチン接種率向上事業638万5,000円の内容となっております。

歳入につきましては、同じ資料3ページ、4ページをお開きください。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金第2目衛生費国庫負担金第1節保健衛生費負担金8,381万8,000円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、同じ表の一番下の段になりますが、同じく第15款第2項国庫補助金第3目衛生費国庫補助金第1節保健衛生費補助金4,435万7,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金、こちらを合計いたしまして、1億2,817万5,000円で、新型コロナウイルスワクチン接種事業の財源となります。

また、同じく第15款第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金第1節総務管理費国庫補助金1億2,218万5,000円のうち、638万5,000円が、新型コロナウイルスワクチン接種率向上事業の財源に当たっております。

新型コロナウイルスワクチン接種事業、新型コロナウイルスワクチン接種率向上事業について、健康づくり課からの説明は、以上となります。ご審議、どうぞよろしく願いいたします。

す。

○小野委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 それでは、議案第57号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、環境課所管分として1件ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.19の第3回市議会定例会議案資料38ページをお開きいただきたいと存じます。

廃棄物処理業務の委託契約に向けた取組について、ご説明申し上げます。

まず、1の概要についてであります。令和5年度からの廃棄物処理に係る一部業務の委託契約について、入札時期を早めるなど、より競争性を高める取組を行うため、債務負担行為限度額を設定しようとするものでございます。

次に、2の対象業務及び委託期間についてであります。

大きく2つの業務がございまして、まず、(1)の清掃工場施設運転管理等業務であります。

①業務内容につきましては、清掃工場の施設運転管理と、それに附帯する場内機械設備等の維持管理業務並びに清掃工場で発生します残灰運搬、廃棄物埋立処分場で発生する可燃ごみを運搬する業務でございます。

②の委託期間につきましては、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とするものです。

次に、(2)の浦戸地区生活ごみ等収集運搬業務であります。

①の業務内容につきましては、島民の日常生活から発生する生活ごみの定期収集及び年2回の粗大ごみの収集を行いまして、清掃工場、埋立処分場などへ運搬する業務であります。

②の委託期間につきましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とするものでございます。

次に、3の事業費及び財源内訳についてであります。

今回、設定する債務負担行為限度額についてであります。表に記載のとおり、(1)の清掃工場施設運転管理等業務につきましては9,900万円、(2)の浦戸地区生活ごみ等収集運搬業務につきましては2,520万円とし、いずれも財源は一般財源となるものです。

次に、今後の予定でございますが、本補正予算をお認めいただきました後に、10月には、契約手続を進めまして、令和5年4月からの委託を開始する予定としております。

次に、補正予算額について、ご説明申し上げますので、恐れ入りますが、資料No.17の令和4

年度一般会計特別会計補正予算をご用意いただきたいと存じます。

資料№.17の4ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正の1の追加の表でございます。1番目の廃棄物適正処理推進費、期間が令和4年度、令和5年度の限度額9,900万円が、清掃工場施設運転管理等業務について、債務負担行為を追加設定するものであります。また、その下の廃棄物適正処理推進費、期間が令和4年度、令和7年度の限度額2,520万円が、浦戸地区の生活ごみと収集運搬業務について、追加設定するものでございます。

環境課所管分の補正予算の説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○小野委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 それでは、保険年金課から、議案第58号「令和4年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」について、ご説明をさせていただきます。

資料№.18の令和4年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書でご説明をさせていただきます。

21ページ、22ページをお開き願います。

総括でございます。

歳入歳出それぞれ、補正額の欄のとおり、669万2,000円を追加し、補正後の予算額を8億1,559万2,000円とするものでございます。

次のページの23ページ、24ページをお開き願います。

歳入でございます。

第5款繰越金第1項繰越金第1目繰越金に669万2,000円を追加しておりますが、これは、令和3年度決算の収支差でございます。

次に、歳出について、ご説明をいたします。

次のページ、25ページ、26ページをお開き願います。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金第1目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、説明欄のとおり、後期高齢者医療広域連合納付金として500万6,000円を追加するものです。これは、繰越金669万2,000円のうち、広域連合に納付すべき金額を計上するものでございます。

次に、27ページ、28ページをお開き願います。

第3款諸支出金第1項償還金及び還付加算金第1目保険料還付金でございますが、説明欄の

とおり、過誤納還付金などとして168万6,000円を追加するものでございます。これは、繰越金のうち、令和3年度決算時点における還付未済額を被保険者に還付するために、令和3年度の還付金として歳出予算に計上するものでございます。

議案第58号については、以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○小野委員長 これより質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。なお、発言の際は、委員会室での開催と同様に着座のまま構いませんので、ご案内申し上げます。

お願いいたします。曾我委員。

○曾我委員 資料No.19の、例えば、40ページ、放課後児童支援員などの処遇改善、あるいは、保育所の関係があったと思いますが、3%程度、月9,000円ということなんですが、まず、委託しているわけけれども、放課後児童クラブの職員は、全部支援員となっているんですかしら。

○小野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 お答えいたします。

放課後児童クラブの職員につきましては、支援員と補助員という形で担当させていただいております。

以上です。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 そうすると、今回のこのことによって、放課後児童クラブで働いていらっしゃる方々は、ほとんどこのぐらいの、月9,000円のあれが、上がるということなんですが、最低賃金を書いてございましたよね。宮城県でも最低賃金が、改正されたと思いますけれども、そのこととこのこととは違うと思いますが、その辺は、どうなっているのか、ちょっと教えてほしいんですが。

○小野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 こちらに関しましては、最低賃金とはまた別の考え方ございまして、保育に携わる方の処遇改善について、国で方針が示されたものでございます。

先ほど委員からご質疑がありました支援についても補助についても、こちらの制度の対象と

なっております。

以上です。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 ちゃんと反映されればいいのかなと思いますが、それにしてもやっぱり賃金が、あまりにも低いということが、全国的な働く人たちの声になっていきますので、これは、令和5年3月までになっていますから、今後どうなるのかということもありますので、市長においては、格差が生まれないように、ぜひ、県や国にも声を上げてほしいなと思っていますので、よろしくお祈りしたい。何か仙台市あたりは、保育士さんの賃金を少し独自に上げるという情報もちよっと入っているのですが、どんどん格差が生まれては、塩竈市にとっても大変厳しい状況かなと考えますので、この辺は、よろしくお祈りしておきたいと思います。

それから、オミクロン株対応ワクチン接種の関係で伺いますが、先ほど説明がございましたように、43ページです。4万5,000人を想定してやるんだと。それで、3回目、4回目の接種券をお持ちの方は、結局、ずっと受けなくても1回、2回受けていれば、3回目、4回目の券を持っていれば、オミクロン株のワクチンを打つことができる。逆に言えば1回目、2回目、もう全然打っていない人は、そういった対応は、できないということになるんですか。その辺は、どうなっているんですか。

○小野委員長 櫻下健康づくり課長。

○櫻下福祉子ども未来部健康づくり課長 委員おっしゃるとおり、3回目、4回目の券をお持ちの方ということは、つまり1回目、2回目、そして3回目を打ったという方ですので、そちらの方は、今、手元にお持ちの接種券でオミクロン株対応ワクチンを打つことができるということになります。

そして、後段おっしゃいました1回目、2回目を打っていない方、こちらに関しましては、対象が、1回目、2回目を終了した方、そして、12歳以上という方が対象となっておりますので、おっしゃるとおり、まだ打っていない方は、対象とはならないということになります。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 オミクロン株対応ワクチン接種のやつは、10月末ぐらいから、大体、順次、案内をしていくということになるんですね。

○小野委員長 櫻下健康づくり課長。

○櫻下福祉子ども未来部健康づくり課長 こちらでも接種券の発送等の準備をしながら、接種を

10月初旬くらいからには始めたいということで準備を進めている、進めたいと考えております。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 分かりました。それでは、よろしくをお願いします。

38ページの廃棄物処理業務の委託契約なんですが、現在は、一般競争入札で契約したと私は、記憶しているんですが、これが、また来年度から事業をやる上で、またさらに一般競争入札に付してやっていくということなんだろうと思いますが、実際は、現在は、どこの業者というの、ここでは言えないのかしらね。

○小野委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 現在委託している業者でございます。清掃工場管理業務につきましては、協業組合塩釜清掃センターが、業務を請け負っております。浦戸諸島の生活ごみにつきましては、(株)豊島が、請け負っております。

以上でございます。

○小野委員長 曾我委員。

○曾我委員 分かりました。

それら2つで清掃工場と埋立処分場の2か所の分をそれぞれ入札をするということになるんですか。

○小野委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 清掃工場と埋立処分場でございますが、今回は、あくまで清掃工場の管理業務となっております。そちらは、具体的な契約の担当課が、最終的には判断することとなると思いますが、昨年度は、一般競争入札で行っております。

なお、埋立処分場につきましては、令和3年度から、複数年度で契約しておりますので、今回は、令和5年度は、まだ契約中ということになっております。

以上でございます。

○小野委員長 ほかにございませんか。伊藤委員。

○伊藤委員 私からも質疑させていただきたいと思います。

まず、資料No.19の40ページと、あわせて42ページ、この部分でお伺いをまずしたいと思います。

ここで、まず1点お伺いしたいのが、あくまでも資料の名前を出すだけだからね。今回の決

算資料、令和3年度を見ても、要は、処遇改善、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業と、それから、保育士等処遇改善実施円滑化事業とか、この辺のところ、繰越しになっているということだよ。これは、今、資料にもあるとおり、令和3年度においては、2月から9月までの補助金が来たからやったという、そうなんだよね。1点お伺いしたいのは、別の国の資料を見ると、令和4年2月、3月分については、一時金として3月にまとめて支給してもいいという形での資料が、多分、出されていると思いますけれども、まず、その取扱いは、どうだったか教えてください。

○小野委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 今回の処遇改善なんですけど、2月から9月までは、国の補助金でやっておりまして、事業者によっては、保育、幼稚園があるんですけど、2月からまとめて9月までやった上で、お金をもらうこともできるんですけど、今回、2月、3月で実績報告を出して支給を受けることができますので、一応この2月、3月で、今回、対象となっていた幼稚園、保育所は、実績報告をいただいて、2月、3月分については、もう支給したような形になっています。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 それで、この放課後児童支援等に対する3%程度の処遇改善の事業なんだけれども、国では、3%程度、9,000円ということで処置を求めているんですけど、最初は、補助金だよ。補助金で来たわけだよ。この補助金の段階でも実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など、柔軟な対応が可能だという話が来ているんだけど、今回、塩竈市も制度上、若干単費を出しているわけだから、どういう形で運用したのか、その辺、ちょっと聞かせてください。

○小野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 放課後児童支援員等の処遇改善について、運用について、お答えさせていただきたいと思います。

令和3年度につきましては、2月と3月分、2か月分になります。そちらにつきましては、補助金で対応させていただきましたが、放課後児童クラブは、子供たちの放課後の事業となっております、フルタイムの職員と、あとは、やはり時間が短いこともありまして、パートタイムの職員という方も多くいらっしゃいます。フルタイムの職員につきましては、月額1万円という形、パートタイムの職員につきましては、その働いていらっしゃる時間数に合

わせた形で処遇改善させていただいたという運用になってございます。

以上です。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 それで、第1回目は、補助金でしたよ、5月まで。10月以降については、今度は、今回の定例会議案資料にもあるとおり、放課後児童支援員等の処遇改正については、指定管理料として引き続きやる。それから、保育士幼稚園教諭等処遇改善についても、10月以降は、施設型給付費等に加算して引き続き処置するという形に、補助金から制度が替わったんだよね。多分、国の姿勢の重要なところは、今、取りあえず前段は、補助金で給与を上げることが国も応援しますと。ただ、この前提として、継続して、その上がった給与ベースが、引き続き継続されるということを望んでの話だと思うのね。そう書いてあるよね。それが、今度は、だから、その形として2回目以降は、要は、管理料とかなんかという形の部分での支払いということなんだよね。そうすると、指定管理制度を導入して、公募をして選んでいるわけだよね。仕様書というのを作ったり契約書を作っていくときに、1つ聞きたいんだけど、応募した団体というのは、人件費とかなんかというものの総事業費の中で、うちは、これぐらいでやりますよということで応募するんだと思います。そのときに、人件費とかなんかという、行政側が、選定するときの基準として、要は、入札と同じで考えるとより安いほうがいいわけだよね、ある意味でね。ということを中心に、多分、外部に委託するんでしょうから、それは、これを見たときに僕もちょっと驚いたんだけど、厚生労働省子ども家庭局あたりから、都道府県等を通じて事務連絡とかが、令和3年、令和4年に来ているよね。その中の資料で、この処遇改善事業の交付額の算定方法と通知、多分、これは、同じものを僕、見ているんだと思いますけれども、その中で、運営に関わる業務等を委託している、要は、業務委託することで人件費を削減している場合は、当該業務委託に係る経費について、計算上は、総人件費に含めて差し支えないという項目がある。人件費等を含めて、要は、安く頼んでいる部分はあるということを中心に話も進んでいるんだけど、うちの場合、選定する段階で、比較対照をしたときに、何か点数をいろいろ前に見せられたが、その中で、人件費が安いところを評価を高くして見ているものなのか。いやいや、人件費は高いけれども、ほかの諸経費を頑張って安くしながら、また、自分たちの持っているほかの業務を含めて収益を上げて、こういう塩竈市の業務に応募していて、全体として人件費は、高く出しているという業者を選ぶのか、その辺、どういう判断になっているんでしょうか。

○小野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 お答えさせていただきます。

塩竈市の放課後児童クラブと藤倉児童館と一緒に指定管理させていただいております。そちらについては、5年間の指定管理の契約をさせていただいております。人件費については、基本的には、5年間で指定管理料の中で含めさせていただいております。そのほかに年度協定というものがございまして、その中にも今回の処遇改善のようなものにつきましては、年度協定の中で1年単位で人件費の契約を結んでいるものもございまして、

全体的な判断の基準ということでご質問を頂戴いたしましたが、そちらについては、人件費とそれに関わる子供たちへの対応というところを総合的にプレゼンテーションの中で提示いただきまして、そちらで判断させていただいて、経営している団体も含めまして、プレゼンテーションの中でご判断させていただいているという形になります。

以上です。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 これからも人件費の部分は、高く出している、出すから、頑張っていくからという応募者をぜひ選定してほしいなという思いで言っているだけの話なんだけれども、そのときに、今後、指定管理料等に対して、市が、今回、年度ごとにやっていくという話で、こういう補助金なり、国から来ているときは、そうやって改定をするけれども、これが来なくなるとき、市としては、今のベースを、今回のベースを維持していくお考えなのかどうか、そこをお伺いしたいです。

○小野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 今回の処遇改善につきましては、9月までは、全額国費ということになっておりますが、今回以降につきましては、こちらに書いてあるとおり、国、県と一般財源で3分の1ということになっております。国のQ&Aの通知によりますと、こちらの一般財源に係る市の分につきましても、交付税措置の予定ですということで書いてございましたので、可能な限り、来年以降も続けさせていただきたいと検討させていただきたいと思います。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 それでは、そうやっていただきながら、ただ、人手が足りなかったり、いろいろする状況も出てきた場合にも、そういったところとの相殺にならずに、加配にというのが可能

であれば、その点は、十分な対応をしていただくようお願いをしたいと思います。安く使うという視点だけは、やめていただくように。市の職員の給与と同じでもいいなと思っているので、僕。それ以上のことを今、していच्छゃると思いますから、その辺は、お願いをしておきたいと思います。

次に、38ページ、同じ資料No.19の38ページでございます。

2番の(1)の清掃工場施設運転管理業務について、お伺いをいたします。

委託を始めたのは、もう随分経つと思いますけれども、何年なりますか。

○小野委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 清掃工場運転管理業務の委託の開始時期についてでございますが、平成17年度からでございます。

以上でございます。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 そこから、先ほどお名前が出た事業者が、ずっと取っていると思いますけれども、その辺、確認いたします。

○小野委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 委員おっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 その間、たしか場内機械室等の運転業務については、何クールかに分かれるよね、1日の稼働がね。それが、当初は、1つだけで、それが、だんだんだんだん増えていったような気がするんだけど、その辺の経過を教えてください。

○小野委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 平成17年度は、まず、全部で4班体制になります。そのうち平成17年度にまずは、1班委託を開始しました。その後でございますが、平成20年度に2班を委託開始しまして、平成28年度にさらに1班追加で3班委託ということで、今現在、4班中のうち3班が委託している状況でございます。

以上でございます。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 この運転管理業務の委託を受けるためには、委託を受ける事業者には、どういう資

格を持つ職員が、必要になりますか。

○小野委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 必要な資格、要件でございますが、まずは、一般廃棄物処理施設の運転管理を行うための技術管理者の資格を有する者がいることということが、まずは、条件となっております。

以上でございます。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 この技術管理者というのは、どのような形でこの資格を得られるものなのか、その辺、お分かりになったら教えてください。

○小野委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 技術管理者でございますが、主な業務といたしましては、施設の運転や運転時の監視、監督、あとは定期保守点検が必要な措置の実施ということでございます。

まずは、その必要な資格をどうやって取るかということでございます。財団法人日本環境センターというところがございまして、そこで行います廃棄物処理施設技術管理者講習を修了した者ということとなります。

以上でございます。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 そこで財団法人の講習を修了して、経験は何年ということになるんだっか。

○小野委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 すみません。経験年数につきましては、ちょっと今、手元に資料がございませんので、後ほど、回答させていただきます。申し訳ございません。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ごめんね。意地悪な質疑をしました。

実は、平成17年に初めて議案として当市議会に出てまいりました。これは、私は、一般会計の中で出てきたので、私、質問して、一般会計で反対したんです。その理由は、たった1点だったんです。突然このようなことをやるに当たって、この財団法人何たらかんたらというところのこの研修を受けなければいけない。そして、たしか実務経験3年以上とかなんかでしょう。それで、たしか指定をするのは、塩竈市のはずなんです、認定を認めるのは。業務としては。それで、今まで市役所で、4班体制で市の職員がやっていたのに、突然これを公

募したときに、応募できる団体が、あるのかと思ったら1社だけ応募したんです。業界団体でもやっぱりこれは、うわさになりましたよ、正直なことを言うと。それで、私は、反対したんです。あまりにもひど過ぎると。

今回、こういうのが出てきたので、私は、それこそ20何年ぶり、最悪30年近く経ってやっとまともな姿に佐藤市長は、してくれたんだなと思って、僕は、これは、感謝しているところなんです。だって、その間、事業者の方には、財団法人の研修を受けたりして、資格者、それから、市のOBを雇ったりして、資格者を雇用しているという事業者の声は聞いていますから、多分、競争をすれば、幾つかの事業者が、出てくる話なんだろうなと思っているところなんです。やっとうこういうまともな形になったなという思いです、正直なこと言うと。あまりにも公募の段階で期間が短く、その当時は、多分、この1社しか知らなかった話だろうという推察がついたんで、私は、そういう声も聞いていたので、1人で反対しました。相当ひんしゅくを受けましたからね、一般会計を反対するのかと。ただ、僕は、その当時から、まだ若い議員でしたけれども、やっぱりしっかり競争性を担保して、説明がつく、これが、行政の仕事だと思っていましたから、そのやり方は、おかしいと。結果的には、当時の、ここに座っていた市の職員、市長を含めて、誰もそれに対して回答は、しませんでした。議事録が残っていますので、見ていただければ分かりますけれども、そういう因縁のある事業なんです。ただ、そういった中で、この受託した事業者も一生懸命頑張っていたいただいて、たしか労働者派遣法の関係でも何か絡みがあるんだよね。それを確認したいんですけども。

○小野委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 労働者派遣法との関係でございます。

その委託先にもやはり技術管理者、要は、現場の責任者を置くということが、まずは、必要だと。そうしないと労働者派遣法で問題となります、いわゆる偽装請負の可能性が出てきますので、ちゃんとした責任者を置いて、その責任者に対して指示を出すということでの整理は、行っているところでございます。

以上でございます。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 それで、前も確認したことがあるんですけども、そういうために、机の位置を含めて、休憩場なんかも含めて、しっかり区別しながら今、対応しているんだという話も聞いてはいたんです。それは、ちゃんと行われているでしょう。そういった中で、最初、ワンクー

ルだけの委託だったのが、こうやって3クールまで拡大されてきたというのは、業者も努力したし、市当局もやっぱり頑張ってきたところもあるんだと思います、やっぱり。お互いの信頼関係を構築しながらということだと思えます。

今回、それをこうやって通常の、今までの当局の動きで行けば、これは、毎年度2月の当初の補正予算の中で、どちらかで議会側がそれを受けて、一括審査、補正予算の2月の補正の中で、要は、年度替わりに事業が止まらないようにということで、この債務負担行為というのはリースなんかと同じような形で今まで取ってまいりました。今回、改めて見ましたら、この9月の段階で、突然この間、議案説明の中でお伺いしたものですから、どういう心変わりがあったのかなと思っているところなんです、この辺、9月になった経緯をお知らせください。

○小野委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 委員おっしゃいますとおり、これまでは、2月の定例会の中での債務負担行為設定を行ってまいりました。ただ、昨年度は、前倒して12月で行ったと。やはり業者側の準備期間というのが、一定程度必要だという判断で、前倒して12月で取っていたものです。さらに、そこでもう結果的には、1者しか参加がなかったということで、やはりより準備期間が必要だろうという判断で、今年度につきましては、9月に提案をいたしたところでございます。

以上でございます。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 それで、課長にお願いしたいんですが、入札の結果だからどうなるのか分からないんだけど、そうやって一定程度競争をもって、新しい事業者も含めて参入がされてきたときに、業務をやっていく中で、職員もやっぱり今まで慣れていたと思います。その慣れというのは、お互い今まで受けていた事業者は、昔から市の清掃関係、環境関係の業務を受けていたところだから、顔見知りのところもあるんだろうし、そういうなれ合いで、いい意味でなれ合いであったり、悪い意味でなれ合いだったりというのが、あるんだと思います。ただ、今度、そうやってきたときに、やっぱり市の職員側にも労働者派遣法とか、そういったやっぱり基本的な法律に関する研修会というのは、しっかりやらないと、新しい事業者が、しっかりそれを認識してきたときに、やっぱりトラブルの原因になるんだよね。だから、これを早めにやるということは、市としてもそういう、やっぱり改めてこの研修という制度を

しっかりやって、これは、労働者を守るためにもある法律なので、そこら辺のところをやっ
ていただきたいと思いますが、いかがですか。

○小野委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 委員おっしゃいますとおり、やはりなれ合いというのが、例えば、
重大な事故につながったりする可能性もございますので、そういった、しっかり研修を行っ
ていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○小野委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 それともう一点、今の既存の事業者に対しても、ちゃんとこういうふうにしっか
りと競争性を持って入札していくんだということの行政側の説明というのは、ちゃんとしてお
いてくださいね。ここは、何も特段悪者でも何でもないわけですから、そういう前提に立っ
てスタートしているわけではないので、市としての、僕らだってまだちゃんとは聞いていな
いからね。まだ、この議案を見る限りだからね。なぜ、そういうふうに対応が変わったのか
ということについては、正直言うと全く説明がない状態なので、その辺は、やっぱりしっか
りと、なぜ塩竈市が、こういう体制づくりをしていくのかということとは、やっぱり全ての人
に対して説明がつくように、しっかり説明した上で、しっかり競争入札なりをしていくよう
な手段は、税金が、適正に使われていくように、それ以上の効果が出るような制度となるこ
とを期待をしたいと思えます。これは、感謝を込めて言ってます。本当に私、若い頃、泣き
泣き反対した思いというのは、いまだに忘れませんから、やっぱりこういったことをしっか
りやっていただきたいと思えますので、願いをして終わりたいと思えます。ありがとうご
ざいます。

○小野委員長 それでは、ほかに。志子田委員。

○志子田委員 では、私からも何点かお聞きします。

順番に聞いていきます。No.19の37ページ、軽自動車システム費のところから、システムが替
わるということで、市民にとっても便利なことになるということなので、そこで、このちよ
うど真ん中のところで、軽自動車検査協会が、電子的に納付確認が可能となることから、継
続検査車検時に、納税証明書の提出が不要となりますという説明なので、市民にとっては、
今までは、いろいろ納税証明書をつけないと車検に出せないということだったんですけれ
ども、それがなくなるということかなと思えます。そういう認識でいいのか。その辺のところ
を市民の方にサービスになる、こういうところで要らなくなるよということでしたら、大い

に宣伝してもらいたいと思いますが、その事業の中身をお願いします。

○小野委員長 鈴木税務課長。

○鈴木市民生活部税務課長 ただいま志子田委員から、軽自動車JNKSの部分でのご質疑をいただきました。

こちらの軽JNKS導入によりまして、今回に関しましては、新規取得ということでちょっと限定なってしまいますが、委員おっしゃったとおり、車検用の納税証明書、これは、現在スマートフォン等で納入した場合に送付しなければいけないんですが、そういった紙ベースのものが一切不要となりますので、納付者にとりまして、そういった利便性の確保、あるいは、我々の事務軽減にもつながるものと捉えてございます。よろしく願いいたします。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。いっぱいそういうのを宣伝してもらいたいと思って聞きました。

それから、次のことですが、No.19の42ページで施設型給付費支援。先ほどは、曾我委員が、別のほうで聞いたんですけれども、私は、こちらの42ページで聞きます。

似たような3%程度、月額9,000円ということなんですけれども、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善について。それでは、事業予算を見ると、月額9,000円程度というのが、全員の方に該当するのかどうか、それを確認したいだけなんですけれども、何人になって、対象者は、処遇改善に当たる方は、全員なんですか。その辺を確認します。お願いします。

○小野委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 今回の処遇改善の対象となる職員につきましては、これまでの補助金のケースと同様に、非常勤職員も含めて、幼稚園教諭、保育教諭だけではなく、調理員や栄養士、事務職員など、各施設に勤務する全ての職員が、対象になるところでございます。

この新制度になって、施設型給付費を受ける職員数、具体なところではございませんが、2月、3月に実績を頂いておりますので、そちらをベースに考えますと、常勤換算、非常勤さんは0。何人というようなカウントをして、常勤換算ですとおおむね160名程度が、対象になってくるのかなと、継続であれば対象になってくるのかなと考えております。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。全員にね。給料を今、頂いている金額、高いとか

安いとかということではなくて、全員にという考えだということが分かりましたので、不公平感がないやり方だなと思ってお聞きしました。ありがとうございます。

それから、41ページに戻りますけれども、災害復旧ね。41ページの4の(2)のところ、市の公共駐車場負担金のところで、地方債120万円ということなんですけれども……。

○小野委員長 志子田委員。中央駐車場。

○志子田委員 子育て支援のところではか聞けないんですね。すみません。

地方債、その上の(1)なんですけれども、10万円ですね。こういう地方債で組んだ理由とか、その辺のところの考え方が、これからその地方債が、返却までにどういう流れになるのか。そういうことで地方債にしたという理由が、分かればいいんですけれども、よろしくをお願いします。

○小野委員長 草野福祉子ども未来部長。

○草野福祉子ども未来部長 お答えします。

この事業費の中に、地方債をどうして活用するかというお考えだと思います。

まず、今回は、災害復旧という形になりますので、いわゆる自然災害による被災だという形で、国が、復旧する場合、一定程度起債を認めますよと。その起債償還にたしか交付税が当たるという形で、市にとっては有利な財源になりますので、この地方債を財源に充てたとご理解いただければと存じます。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

有利な財源ということで、10万円ですから、そんなに何年もかかるわけではないでしょうけれども、後々、結局、国からの交付税処置になるから起債にしたと考えていいんですか。もう一回確認しますけれども、お願いします。

○小野委員長 草野福祉子ども未来部長。

○草野福祉子ども未来部長 お見込みのとおりでございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。この起債した理由が分かりましたので、ありがとうございました。

それから、別なところですけども、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、No.19

の43ページ。

12歳以上の方を対象にオミクロン株対応ワクチンということでございますので、しっかりこれはこれとして、塩竈市でも実行しないと、全額国の予算でやるわけですから、これはこれとして頑張っていたきたいと思います。

ここには、そういうことで12歳以上と今回、なっているので、12歳未満の11歳以下は、その辺のところの考えは、今回、入っていないということについて、どういう考えで、あえてやらないから入れないという考えなのか、あるいは、まだ、ここまでの回数が来ないから、後々、時期が来たら入れるということで、時期早尚ということで入れなかったのか。その辺のところの11歳以下の方のワクチン接種の基本的な考え方をお聞きします。

○小野委員長 櫻下健康づくり課長。

○櫻下福祉子ども未来部健康づくり課長 5歳から11歳の方が、このオミクロン株ワクチンの対象になっていないことの考え方についてというご質問でした。

ただいま薬事承認されておりますこのオミクロン株対応ワクチンにつきましては、12歳以上という対象となっているために、今現在、3回目まで終わっている5歳から11歳の方に対しましては、対象とはなっていないということでございます。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 だから、今の答えは、今の答えでいいんですが、まだ12歳以上しか対象になっていないからということなんだけれども、5歳から11歳までが対象になるように国の通知が来たといったら、塩竈市でもやるという考えなんですか。それとも、国から通知が来ても、市独自の考えとして、健康被害のこととか、いろいろメリット、デメリットのことを考えると、市としては、そういう年少者には、市から積極的に案内しないという考えなのか。その辺のところをお聞かせ願えればと思います。お願いします。

○小野委員長 櫻下健康づくり課長。

○櫻下福祉子ども未来部健康づくり課長 このワクチン接種につきましては、国の通知どおり、私ども市としては、接種を進めてまいります。副反応、様々な要因等、心配される点はございますが、まずは、国の通知どおり、接種を行っていくということになります。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。今日のこの43ページの議論としては、それ以上は

ないということでしたので、分かりました。そこまでにしたいと思います。

それから、ほかのことは、また聞くんですけども、38ページで、先ほど伊藤委員が、質疑されておりました。私もこの廃棄物処理業務の委託契約が、やっぱり一般競争入札で、競争力が高まるように、そうやってほしいなと思います。

それで、昨年度は、12月から、その前までは、ずっと2月の入札だったが、12月に入札は早めたんだけど、競争力が出なかった。だから、もうあと3か月早めてということだと先ほどの議論で聞いておりましたので、早ければ早いほど、競争に参加する参加業者も増える可能性としては、大いにあるんじゃないかな。だから今回出してきたのは、いい提案だなと思って聞いていました。

それで、予想としては、先ほど伊藤委員言われていましたが、技術管理者の資格要件が、厳しいからなかなかそういう競争する、入ってくる業者もないんじゃないかという問題もあるから、難しいところは、あるかもしれませんが、参加業者は、2社以上、見込まれるのかどうか。やってみないと分からないということなのか。その辺のところの予想が、つきましたらお答え願いたいと思います。よろしくお願いします。

○小野委員長 引地環境課長。

○引地市民生活部環境課長 実際、手続してみないと分からない部分もございしますが、昨年度、参加が、1社だけだったということで、環境課としても様々な他自治体での実績のある業者さんとかにヒアリングなどを行ったことがございました。その中で、やはりその準備期間の問題というのが、課題として挙げられておりましたので、まずは、それを延ばすということでの9月での提案となります。

ということで、何社かそういったヒアリングを行った実績がございしますので、実際やってみなければ分かりませんが、可能性は、あるかなと思っております。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。競争性が、高まるようなことを期待したいと思います。

最後に、1問。議案第58号で、1つだけちょっと確認のために聞きたいと思います。

資料No.18の28ページで、後期高齢者医療特別会計の保険料還付金費168万6,000円ということなんですけれども、ここに還付金というよりも過誤納還付金及び還付加算金ということにな

っているので、過誤納付に伴う加算金なのか。還付金そのものは、そのものだけで、還付金が2種類あるのか、1種類なのか。過誤納付だから、もらい過ぎたので返すだけですかということでしたら、どういう理由が多くて、どの程度でこのぐらいなんです、それで168万円になりましたという内訳を聞きたいんですが、説明をお願いします。

○小野委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 保険料の還付金ということでのご質問になります。

こちらについて、令和3年度に納めていただいた保険料について、本来であれば令和3年度中にお返しすべきものが、年度出納閉鎖の中でできなかった部分について、繰越しという形になります。

その内訳ということになりますけれども、例えば、転出されますとか、例えば、また、お亡くなりになるということで、納めていただいた部分で多く頂いたので、お返ししなければいけない。その分が、令和3年度中にお返しできなかったものを令和4度でお返しするというものになっております。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。亡くなって、そうすると1年前分払いしているから、亡くなった月までということで、その分のあと残りの分はということで返さなくてはいけません。それが、過誤納付の理由の100%なんですか。それ以外には、こういうことで手違いで多く納めたとか、そういう理由以外の過誤納付は、ないんですか。もうほとんど大体それなんですか。もう一度お願いします。

○小野委員長 布施保険年金課長。

○布施市民生活部保険年金課長 全ての件数ということで、この100%ですということは、申し訳ございません。そこまで確認が、今の段階でちょっとお答えできないんですが、ほぼ、転出ですとか、そういった形で、被保険者で亡くなられたということでの多く納めていただいた分をお返しすることになります。

以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。ほとんど亡くなられたということだね。

そうすると、こういうことは、毎年出てくるから、いつものことです、もう理由も同じです

ということで理解しましたので、どうもありがとうございました。

○小野委員長 ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、暫時休憩をいたします。

午前11時26分 休憩

午前11時26分 再開

○小野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれで終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第57号及び第58号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小野委員長 挙手全員であります。よって、議案第57号及び第58号については、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時27分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 小野 幸 男